

(別紙)

平成20年11月
海事局運航労務課

船員法施行規則の一部改正について

1. 背景

現在、海難事故の防止及び海上の人命の安全を確保するために、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が発効しており、我が国もこの条約の締約国である。平成17年5月及び平成18年12月に、国連の専門機関である国際海事機関において、旅客船と貨物船について損傷時の復原性要件を調和すること、外板の開口部を閉鎖することによる水密の保持を行うこと等を規定したSOLAS条約附属書第Ⅱ-1章の全面改正が採択され、平成21年1月1日に発効することとなっている。

SOLAS条約附属書第Ⅱ-1章の水密の保持に関する事項については、船員法（昭和22年法律第100号）第14条の4において、航海の安全の確保を図るため船長に対し水密の保持を義務付け、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。）第3条の7により、水密の保持に係る設備の運用事項を規定しこれを担保している。

今般、上記SOLAS条約附属書第Ⅱ-1章の改正を受け、規則について、水密の保持に係る設備の運用事項に関し所要の改正を行うこととする。

2. 概要

(1) SOLAS条約附属書第Ⅱ-1章の改正に伴う改正

- ① 出港前に閉鎖し、航行中必要があるときを除き開放してはならない外板の開口を指定する際の甲板高さの改正を行う。（規則第3条の7第9号関係）
- ② 出港前に閉鎖し、航行中開放してはならない箇所として、外板に設ける給油口の開口を追加する改正を行う。（規則第3条の7第11号関係）

(2) その他

- ① 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、必要な経過措置をおくこととする。
- ② その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成	20年	12月	下旬
施	行	平成	21年	1月	1日